

# 新潟市議会政務活動費収支報告書の 閲覧に関する事務取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する規程(平成20年新潟市議会規程第3号。以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、政務活動費の収支報告書(以下「報告書」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

**第2条** 規程第3条第1項の規定する議長が指定する場所は、議会事務局とする。

(閲覧の手続)

**第3条** 報告書を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧受付簿に住所、氏名その他必要事項を記入しなければならない。

(報告書の写しの交付)

**第4条** 議長は、報告書の写しを交付することができる。

2 報告書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 写しの交付に要する費用は、片面1枚につき、白黒にあっては10円、カラーにあっては70円とし、写しの交付部数は、1人につき1部とする。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

No.

政務活動費収支報告書閲覧受付簿

年 月 日

住 所

氏 名

1 閲覧をしようとする収支報告書

会派交付分 [ 年度分]

すべて

一 部

議員交付分 [ 年度分]

すべて

一 部

注1 閲覧をしようとする収支報告書の□に✓をつけてください。

2 一部を閲覧する場合は、会派交付分の場合は[ ]に会派名を、議員交付分の場合は[ ]に議員名を記入してください。

3 議員交付分の閲覧は、平成20年4月1日以後の交付分からすることができます。

2 写しの交付希望の有無

有 ・ 無

注 いずれかに○をつけてください。